

【別紙】

宮崎県漁業取締船建造設計業務
審査基準表

1 業務能力について

審査項目		審査基準	評点					配点
			5	4	3	2	1	
提案者	実績	設計業者の漁業取締船その他船舶の基本設計業務の実績隻数※	5隻以上	4隻	3隻	2隻	1隻以下	5
	プレゼンテーション及びヒアリング	業務内容の理解度	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	5
		説明の的確性	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る	
回答の的確性	優れる	やや優れる	普通	やや劣る	劣る			

※業務実績は平成18年度以降の実績とし、軽合金製かつ総トン数20トン以上の船舶の基本設計業務の実績に限る。

2 技術課題について

審査項目		審査基準	配点
(1) 代船仕様書を踏まえた全体に関して	・船型、総トン数、最高速力及び航海速力などの主要目や船内区画の全体的な設計方針について	代船仕様書や課題への的確性、他船の事例等を踏まえるなど客観性や実現性、費用対効果といった具体性を考慮して評価する。	5×2
(2) 漁業取締りの抑止力の向上に関して	・監視カメラ装置や対象船の動向把握のための航海計器などについての設計方針について		5
(3) 建造費及び運用費の低減に関して	・主機関及び推進器の選択と計画航海速力による、建造費及び維持管理費（船舶検査費用、燃油代、修繕費等）の総合的な費用削減に向けた設計方針について		5
	・航海速力、推進器（ウォータージェット推進器とプロペラ推進器）の違いによる操船性、初期及び維持管理費用の比較を踏まえた設計方針について		5
	・船首方向や船位の維持、接舷・接岸のしやすさなど操船性の確保のための設計方針について		5
(4) 省人力化や労働環境向上に関して	・上記以外で総合的な費用削減に向けた設計方針について	5	
	・安全性向上や身体的負担軽減など労働環境の向上のための、居室個室化や機関室の階段設置等の設計方針について	5	
	・船舶や岸壁への離接及び乗組員の移乗、取締り対象の証拠確保などについて、現在の6名体制から5名体制でも業務可能な船舶の仕様の設計方針について	5	

※（評点）5：優れる、4：やや優れる、3：普通、2：やや劣る、1：劣る